

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年2月2日

徳島市監査委員	稲井博
同	工藤誠介
同	中西裕一
同	梶原一哉

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

保健福祉部 保健福祉政策課、社会福祉センター、保健センター、保険年金課、障害福祉課、介護・ながいき課、生活福祉第一課、生活福祉第二課、子育て支援課、子ども施設課、親子ふれあいプラザ、子育て安心ステーション、保育所（富田、八万東、八万、沖洲、方上、北島田、多家良、渋野、城西）

2 対象期間等

平成29年4月1日から10月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成29年11月15日から平成30年1月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

保健福祉部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

- (1) 調定額通知書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

2 支出・契約事務

- (1) 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。
- (2) 請書における収入印紙の消印が適正でないものがあった。
- (3) 決裁書において、決裁権者が適正でないものがあった。
- (4) 決裁書において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。
- (5) 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。
- (6) 物品購入において、見積書が徴収されていないものがあった。
- (7) 物品購入、修繕において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。
- (8) 予定価格が徳島市契約規則に定める額を超えているが、少額随意契約としているものがあった。
- (9) 出張が完了した後、文書による復命が行われていないものがあった。

3 財産管理事務

- (1) 普通財産の貸付けにおいて、契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。
- (2) 公有財産台帳（副本）が整理されていないものがあった。
- (3) 公有財産台帳（副本）が整備されていないものがあった。

4 その他

- (1) 出勤簿に押印のないものがあった。